

武雄市農業委員会

平成29年5月総会議事録

平成29年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年5月2日（火）
 （開会）午後2時00分 （閉会）午後3時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁3階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠 員)	—	
中村和仁		○	本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則		○
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	武雄市非農地証明について	3件

事務局 それではただ今から、平成29年5月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

 今日は、3番 中村和仁委員、並びに25番 松尾忠則委員より欠席の届け出があっております。

 欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

 それでは、佐々木会長よろしく申し上げます。

《開会・議事録署名人指名・報告事項》

会 長 改めましてこんにちは。5月の定例総会を開催しましたところ、皆様方には春の農作業等で忙しい中ご出席いただきましたことにお礼を申し上げます。今日は5月2日という事で、立春から数えて八十八夜。茶摘み歌の中でも「夏が近づけば」ということで、お茶の摘期に入りました。ただ、今年は桜が遅れたということで、春先のものが全部遅れたのはご承知のとおりです。武雄の大型茶工場も早生のみで2トン位しか寄っておりません。去年は連休には済んでおりましたが、今年は連休から始まる状態です。

 今日昼のニュースで、嬉野でお茶の振興のため、豊玉姫神社に新茶が奉納されているのが出ていましたが、今年は霜もなく、品質的には上等なお茶ができています。今まで防霜ファンをしておいてよかったなというのが、今年はないということで、防霜ファンも路地もそのまま出ているという状況で、価格的にも期待できそうです。

 玉ねぎについても、今年はベト病もなく、良い出来栄えじゃないかなと思っています。

 夏に近づきますと、今からが29年度産の水稻の作付け準備、草払い等、大変な時期になります。皆様方、体に十分留意をされて、29年度産の米に向けて頑張っていたいただければと思います。

会 長 それでは、ただ今から平成29年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。

 本日の議事録署名人は、7番 小田康信 委員、26番 永尾廣次 委員を指名いたします。

 議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局 先月の総会でご審議いただいた案件のうち、4条の1件、5条の11件について、4月28日付けて県知事の許可がおりています。5条の1件、新幹線の一時転用については、まだ県知事の許可が下りておりません。以上、報告します。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 はい、ありがとうございました。ではさっそく議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されております。この7件の議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号1番からご説明します。1番。所有権移転。土地は武雄町の田1筆、2,257㎡。申請事由は「県外在住のため維持管理ができない。」あと「経営規模拡大」。

2番。所有権移転。土地は橘町の田3筆、計1,731㎡。申請事由は「市外在住のため、現在の耕作者に譲渡したい。」。

3番。所有権移転。土地は朝日町の田1筆、畑1筆。計2筆の313㎡。申請事由は「進入路が狭く、大型農機具が使えない。隣接地の耕作者に譲りたい。」。

4番。所有権移転。土地は東川登町の田2筆、計4,024㎡。申請事由は「県外在住のため維持管理ができない。」また「経営規模拡大」。

5番。所有権移転。土地は西川登町の畑1筆、491㎡。申請事由は「相続していたが、市外在住でもあり、弟に譲りたい。」。

6番。所有権移転。土地は西川登町の畑1筆、524㎡。申請事由は同じく「相続していたが、市外在住でもあり、弟に譲りたい。」。

7番。所有権移転。土地は山内町の田9筆、畑2筆、計11筆の、7,768.01㎡。申請事由は「生前贈与。現在も耕作している。」。

判断基準。取得後は全ての農地を効率的に利用する。機械・労働力・技術・通作距離等を見ても問題ない。50アールの下限面積を超えていることから、許可要件は全て満たしている。以上です。ご審議をお願いします。

会 長 それでは、議案の説明が終わりましたが、この7件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 ないですか。質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。土地は山内町、地目は現況宅地で、登記簿は田となっています。地籍は5.87㎡です。申請事由は「平成12年に〇〇が車庫を建てその敷地の一部となっている。平成28年に〇〇より相続を受けている」。用途は車庫と駐車場となっており、始末書を添付されております。

農地区分は第3種農地、農地区分の該当事項は、山内支所からおおむね300mの農地。許可区分の該当事項は「許可し得る」となっています。以上、ご審議よろしくをお願いします。

会 長 はい、議案の説明が終わりました。この1件について「地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、ございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 はい、無いようですので、質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されています。この8件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。田1筆。1,003㎡です。申請事由は「水道施設業を営んでいて、資材・車両置き場として使用している土地の賃貸借契約が更新できなくなった。当社近くで検討していたところ、地権者の快諾が得られたので、資材置き場として転用したい」というものです。施設の概要は、資材置き場、車両5台分、重機3台分、進入路その他で、計1,003㎡となっております。農地区分は「第1種農地」。農地区分の該当事項は、「特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地」。許可基準の該当事項は、「業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」です。

申請番号2番。所有権移転。田1筆と畑1筆の計2筆で447㎡です。申請事由は「用途地域で共同住宅も多く、需要を見込めるため、コインランドリーを建設したい。」というものです。施設の概要は、コインランドリー、駐車場、通路その他で447㎡となっております。農地区分は「第3種農地」。農地区分の該当事項は「都市計画法に規定する用途地域、近隣商業地域」。許可基準の該当事項は「許可し得る」です。

申請番号3番。所有権移転。田1筆。697㎡です。申請事由は「保育園を経営しているが、駐車場が約8台しか停められず、日々の送迎時や行事のときには苦慮している。隣接地の承諾が得られたので園庭及び駐車場として利用したい。」というものです。施設の概要は、園庭、駐車場、その他で、同時利用地864㎡も含めて1,561㎡となっております。農地区分は「第3種農地」。農地区分の該当事項は「都市計画法に規定する用途地域、第1種住居地域」。許可基準の該当事項は、「許可し得る」です。

申請番号4番。所有権移転。田1筆。472㎡です。申請事由は「申請地は用途地域で住環境も良いので宅地分譲を行いたい」というものです。施設の概要は、宅地が2区画で、472㎡です。農地区分は第「3種農地」。農地

区分の該当事項は「都市計画法に規定する用途地域、第1種住居地域」。許可基準の該当事項は「許可し得る」です。

申請番号5番。所有権移転。畑1筆。371㎡です。申請事由は「現在社宅に住んでいるが、家族が増え手狭になってきた。夫が仕事上長期出張が多いため、妻の実家近くの申請地に一般住宅を建てたい」というものです。施設の概要は、住宅、駐車場4台、その他で、371㎡となっております。農地区分は「第2種農地」。農地区分の該当事項は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。

申請番号6番。賃貸借権設定、一時転用です。借り受け人は佐藤・三軌・日本建設技術特定建設工事共同企業体です。

土地は東川登町大字永野の田4筆、畑3筆、計7筆2,798㎡です。申請事由は「新幹線第2大山線・牛鬼谷高架橋施工による、仮設栈橋、重機等の作業ヤード、資材置場等として一時転用したい。」というものです。貸付期間は平成29年6月5日から平成31年3月31日までとなっています。

農地区分は「農用地区域内農地」及び「第2種農地」。農地区分の該当事項は「農用地区域内にある農地」及び「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」。許可基準の該当事項は「一時的な利用に供するもの」及び「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。

申請番号7番。所有権移転。田1筆。248㎡。申請事由は「現在借家に住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になってきた。実家近くの申請地に一般住宅を建設したい。」というものです。施設の概要は、一般住宅、駐車場2台、通路その他で、248㎡となっております。農地区分は「第1種農地」。農地区分の該当事項は「特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地」。許可基準の該当事項は「業務上必要な施設で集落に設置して接続されるもの」です。

申請番号8番。所有権移転。田1筆。15㎡です。申請事由は「昭和50年に自宅建設の際、通路幅が狭かったので拡張をした。従前より譲渡については双方合意していたが、転用の手続きをしていなかった」というものです。同時利用地407㎡を含めて、一般住宅、倉庫、通路その他で422㎡です。こちら始末書を添付されています。

農地区分は「第2種農地」。農地区分の該当事項は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。

以上です。ご審議をお願いします。

会 長 議案の説明が終わりましたが、1番の案件につきましては、4月26日に

調査委員会C班に調査を依頼しておりましたので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長 調査委員会報告書。平成29年4月26日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、農地法第5条1件について、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第3号、農地法第5条の規定による申請番号1番の、田、1,003㎡、資材置場について、代理人 行政書士の 〇〇 氏から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1番目に「今までの資材置き場はどこか。」という質疑があり、「会社の隣にあり、広さは申請地とあまり変わらない」という回答がありました。

2番目に「法面との境界ははっきりしているのか。河川許可は取っているのか。」という質疑がありました。それについて「取っていない。必要だと思うので土木事務所に確認してみる。」という回答があり、現在、申請準備中だと聞いております。

3番目に、「排水についても土木事務所に確認してほしい。」という要望がありました。これについて「確認します。」という回答がありました。

4番目に、「パイプラインはあるのか。」という質疑がありました。これについて「パイプラインはない。」という回答がありました。

5番目に、「資材や泥が入っているが、事前着工ではないのか。」という質疑がありました。これにつきまして、これ以上進めないことを指導し、始末書の提出を依頼しました。

6番目に、「雨水排水は用水路に接続する既存水路には流さないほうが良い。杭を打って既存水路下にVP管を通し、横の水路に放流してはどうか。」という提案がありました。これにつきまして、「そのように対応します。」との回答がありました。

以上、質疑等はありませんでしたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。（事務局に対し）始末書は今日までに出ていますか。

事務局 まだ出ていません。

会 長 調査委員会までかけて、出ていないということは、保留になる可能性がある。事務局はすぐ連絡を取って下さい。

〇〇番委員 調査委員会に出席しましたので補足をします。図面の差し替えもできていないし、始末書もない。河川の法面に泥が入っていたので、境界が確定でき

ていない。実質、まだ書類ができておらず審議できないので、議案に出してはいけないと思うが、どうでしょうか。

会 長 調査委員会で始末書を出すと決まっていたのであれば、今日までに始末書ができていないと審議できない。事務局は連絡をとって下さい。

〇〇番委員 その後、法面にあった土砂は全部撤去され、全部現状に戻してあります。その辺は承知をされました。

会 長 では始末書はいらないですね。

〇〇番委員 原状復帰をしておられますので、始末書はいらないと思います。隣接地の同意については代理人から提出されるべきものだと、私は考えます。

〇〇番委員 図面の差し替えができていないので審議できない。

〇〇番委員 事務局は連絡を取らなかったのか。

会 長 図面も出ていないのですか。

事務局 図面等の差し替えは直接お願いをしたのですが。

会 長 では、他の議事を先に進めるので、その間に代理人と連絡を取って下さい。今日提出ができなければ、保留しますと伝えて下さい。

〇〇番委員 調査委員会の際、泥を入れてあったところは「これは畑にするつもりだ」と言われた。駐車場のところに畑を作るとなるとまた用途が違ってくる。そこらへんも再確認をしておいて下さい。

会 長 〇〇委員、そのあたりどうですか。

〇〇番委員 盛り土をしてあったところは全て撤去をしてあります。

〇〇番委員 撤去をしないと法面の境界線が分からないですからね。

〇〇番委員 〇〇委員からもそのような指導があったので、そうしています。

会 長 では、始末書はもういらないですよ。

(異議なし)

〇〇番委員 調査委員会の時に「河川との問題で許可証が必要になる。境界杭を打って、写真を撮って、証明書をもらってこないといけないですよ。急いで下さい。」と代理人に伝えている。それができていないから先に進まない。

会 長 1番については、現在事務局で確認中ですので待ってください。2番から8番について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号3番ですが、幼稚園のグラウンドを拡張したいとの事で申請されております。園長先生に「泥はどちらから入れるのですか。」と尋ねて立ち会ったところ、申請地の北側に譲渡人の土地があり、そこを歩いて申請地のほうへ泥を搬入するという事で説明を受けました。通るところはここだけしかありませんので、いいでしょうということで確認をしました。

会 長 はい、他にありませんか。では、1番を除いて質疑を開始したいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

それでは、質疑が無いようですので、1番を除いて議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 はい、異議なしと認めます。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の2番から8番までの7件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

残った1番については、報告が来てから審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)》

会 長 次に、議案第4号。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。平成29年度第2号利用権設定計画(案)について記載をしています。次に2ページをお開き下さい。平成29年度第2号

利用権設定計画内訳としまして、

武雄町。	田。再設定	24件、30筆、	48,077㎡。
橘町。	田。再設定	36件、61筆、	89,986㎡。
	畑。再設定	1件、1筆、	280㎡。
朝日町。	田。新規	3件、3筆	1,479㎡。
	再設定	24件、44筆、	70,231㎡。
若木町。	田。新規、	1件、2筆	1,899㎡。
	再設定	30件、44筆、	48,263㎡。
武内町。	田。新規、	3件、8筆	7,790㎡。
	再設定、	21件、51筆、	46,965㎡。
東川登町。	田。新規	3件、4筆	3,295㎡。
	再設定	18件、34筆、	38,721㎡。
	畑。再設定	1件、8筆、	2,015㎡。
西川登町。	田。再設定	4件、4筆、	4,949㎡。
山内町。	田。再設定	18件、41筆、	55,352㎡。
北方町。	田。再設定	21件、37筆、	62,071㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については82ページに記載をしておりますのでご確認下さい。以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の条件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

会 長 はいありがとうございます。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。質疑が無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきましては原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 非農地証明》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。
武雄市非農地証明願いについて、3件提出をされております。この3件につ

いて事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。畑2筆です。農地でなくなった時期及び原因ですが、「平成2年に、ため池の漏水が原因で、自宅前の里道及び水路の付替え工事を行った。その後、盛土をして宅地、進入路、および駐車場とした。」との事です。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号「人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上、証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合。」です。

申請番号2番。畑1筆295㎡です。農地でなくなった時期及び原因ですが、「平成2年頃に植林を行った」。こちら事務処理要領の5号となります。

申請番号3番。畑2筆。農地でなくなった時期及び原因ですが、「管理が難しくなり平成6年頃に植林を行った。もう1筆については平成元年に家の建て替えを行い、宅地の一部とした。」。こちら事務処理要領の5号となります。

以上3件、ご審議をお願いします。

会 長 はい、説明が終わりました。議案第5号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

《議案第3号 農地法第5条許可申請(続き)》

会 長 それでは3号議案の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 地図の5ページをお開き下さい。申請地の南側の土地。地目は道路となっていますが、ここが河川道路となっております。ここと申請地との境界の法面について、協議をしていただきたいと思いますということをお話ししておりましたが、測量からすることになり、まだできていないということでした。それと始末

書もまだ提出されておられません。

会 長 始末書はいらなくなった。しかし、協議ができていないとなると、提出がされていないと保留になる。

〇〇番委員 河川は県の管轄になるので簡単にはいかないだろう。

会 長 県に出して「うちは分からない」といわれたらどうにもならない。

〇〇番委員 これは代理人に全て委託されてありますか。申請人はノータッチですか。

事務局 調査委員会の当日はお見えでした。

〇〇番委員 そうしたら申請人も分かっているはずですね。

〇〇番委員 こういう問題があることは説明しました。

会 長 今説明があったように、まだ境界が確定していないということですので、実測ができないようです。

そうしたら3号議案の1番については、却下ではなく保留ということで、今日は手続きを出したいと思いますが、よろございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。では〇〇委員、そういうことで、境界ができていないと審議できないと伝えて下さい。

〇〇番委員 了解しました。すぐに行って、こういうことでしたと、委員会の状況について、申請人にはっきりと伝えてきます。土は戻されていましたが、「まだそのままにしておいて下さい、まだ許可は下りていませんから」と言います。それでよろしいですか。

(異議なし)

会 長 〇〇委員さん、よろしく願います。

《 閉会 》

会 長 では以上をもちまして、本日提出されました議案につきましては終了いたしました。以上をもって、平成29年5月の農業委員会総会を終わります。本日はどうもありがとうございました。